

ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款

(三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款)

(約款の適用)

第1条 ひまわりネットワーク株式会社(以下「会社」といいます)は、放送法の規定に従い、この放送サービス契約約款(以下「約款」といいます)を定め、これに基づき放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。

(加入の条件)

第3条 会社の放送サービスを受ける場合、三河湾ネットワーク株式会社に加入していることを条件といたします。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用いたします。

	用語	用語の意味
1	有線テレビジョン放送施設	会社が有線テレビジョン放送を行なう為の機械、器具、電線その他の電氣的設備
2	放送サービス	有線テレビジョン放送施設を利用して映像、音響及び符号等を送信すること
3	加入契約	会社から放送サービスを受ける為の契約
4	加入申込	加入契約の申込
5	加入申込者	加入申込をした者
6	加入者	会社と加入契約を締結した者
7	代理店	会社と代理店契約を締結し、加入契約の取次、宅内設備の工事及び保守等を行う者
8	引込設備	加入者が放送サービスを受信する為、有線テレビジョン放送施設に接続された引込点(タップオフ)から加入者宅の保安器までに設置された引込線及び機器
9	宅内設備	加入者が放送サービスを受信する為、加入者宅の保安器の出力端子から受信機までに設置された宅内線
10	受信機	加入者宅内のテレビ受像機及びFM受信機
11	デジタル放送サービス	会社と契約を締結し、その対価を支払った場合のみ当社のデジタル方式による番組を視聴できるようにするサービス
12	デジタルホームターミナル	会社が貸与し、デジタル放送サービスを受信する為に受信機に接続されたコンバーター録画機能や通信機能などを持ったデジタルホームターミナルもある
13	接続者	三河湾ネットワーク株式会社の施設により電波障害対策を受けている建物及び会社の導入済みマンション等にお住まいで、一般放送のみのサービスを受けている者
14	C-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだ会社が貸与するカード
15	B-CAS	株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの略
16	B-CAS カード	デジタルホームターミナルに挿入されることによりデジタルホームターミナルを制御する、ICを組み込んだB-CAS が貸与するカード

(加入者の単位)

第5条 加入契約は引込線1回線ごとに締結するものとします。

2 世帯又は各企業ごとに加入契約を締結するものとします。

3 光サービスと従来の同軸(HFC)サービスは同時に契約できません。

4 会社は、放送法第147条第1項の有料放送の役務の提供に関する契約が成立したときは、遅滞なく、放送法第150条の2第1項の書面(以下「契約書面」といいます)を作成し放送法第147条第1項の国内受信者に交付するものとします。

5 国内受信者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、放送法第150条の2第2項に定める情報

通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を加入者に提供することができるものとします。

(デジタル放送サービスの種類)

第6条 会社は、定められた業務区域内で次の放送サービスを提供します。

- (1) 録画機能を持たないデジタルホームターミナルにより提供される、デジタル放送サービス基本利用料金の範囲内で行う放送サービス(以下「デジタルベーシックチャンネル」といいます)で、「レギュラー」、「ライト」、「ナイス BS」、「劇スポ」、「ハッピー」の5とおりのコース。
- (2) デジタル放送サービス基本利用料金外の別表記載の有料による録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「楽録」といいます)
- (3) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料による再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナルにより提供されるサービス。(以下「ブルーレイ搭載楽録」といいます)
- (4) 基本利用料金以外のそれぞれ別表に定められた有料による放送サービス。(以下「デジタルペイチャンネル」といいます)
- (5) 基本利用料金以外の有料による WOWOW の有料放送を同時に再送信するサービス。

(デジタルベーシックチャンネルの利用)

第7条 デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「ナイス BS」、「劇スポ」、「ハッピー」は、それぞれ最低1ヶ月間視聴していただきます。

- 2 デジタルベーシックチャンネルの「レギュラー」、「ライト」、「ナイス BS」を同時に利用することはできません。
- 3 「レギュラー」、「ライト」、「ナイス BS」、「劇スポ」、「ハッピー」のコース変更に要する別途会社が定める費用は加入者の負担となります。

(楽録又はブルーレイ搭載楽録の利用)

第8条 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、楽録又はブルーレイ搭載楽録のみを利用することはできません。

- 2 会社は、楽録又はブルーレイ搭載楽録の利用者には、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えて録画機能付きデジタルホームターミナルを設置します。楽録又はブルーレイ搭載楽録契約の解約又は解除により楽録又はブルーレイ搭載楽録加入契約が終了する場合は、録画機能付きデジタルホームターミナルを撤去し、録画機能を持たないデジタルホームターミナルに替えるものとします。この場合の設置や撤去に要する費用は、加入者の負担となります。
- 3 楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低1年間利用していただきます。
- 4 ブルーレイ搭載楽録は、サービスの提供を開始した日から起算して最低2年間利用していただきます。
- 5 前項において、最低利用期間内に解約又は解除があった場合、解約又は解除料として、解約又は解除日の属する日の翌月から前項に定める最低利用期間の未経過分に対する楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料の合計額をお支払いいただきます。

(デジタルペイチャンネルの利用)

第9条 接続者は、デジタルベーシックチャンネルを利用せずに、デジタルペイチャンネルのみを利用することはできません。

- 2 デジタルペイチャンネルは、毎月1日から末日までの1ヶ月を単位として利用することが出来るものとし、月末までに特に申し出の無い場合には自動継続するものとします。

(B-CAS への登録)

第10条 デジタル放送サービスを受ける加入者の個人情報は、会社への加入申込と同時に B-CAS へ登録されます。また、個人情報の変更が生じた場合も会社から B-CAS へ連絡いたします。ここで登録される個人情報とは、加入者の氏名、生年月日、性別、住所及び電話番号を特定する情報をいいます。また、当社は B-CAS との間に秘密保守契約を結び、加入者の保護をはかることとします。

(B-CAS カードの取扱いについて)

第11条 B-CAS カードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

(デジタルホームターミナル)

第12条 会社は、デジタルベーシックチャンネルの加入者に対し、デジタル放送サービスを希望する受信機 1 台ごとにデジタルホームターミナル（リモートコントローラーは除く）を 1 台ずつ貸与するものとし、その使用料は基本利用料金に含まれるものとし、

- 2 加入者が故意または過失によりデジタルホームターミナルを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとし、
- 3 加入者は、会社が認める場合を除き、デジタルホームターミナルの交換を請求できません。但し、会社が認める場合の交換であっても、交換手数料を申し受ける場合があります。
- 4 デジタルホームターミナルの通信機能の利用は、設備・技術的制約等で利用できない場合があることに同意し、その通信機能を利用する場合は、利用者の責任において行うものとし、
- 5 会社は、視聴状態の確認を行うために、第 31 条（個人情報の取扱い）の規定を遵守した上で、加入者の使用するデジタルホームターミナルと、電気信号による通信を行うことができるものとし、

(C-CAS カード)

第13条 C-CAS カードを必要とするデジタルホームターミナルを利用する加入者は、C-CAS カードを会社から貸与するものとし、また、会社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換及び返却を請求できるものとし、

- 2 C-CAS カードは会社に帰属し、会社の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる会社及び第 3 者に及ぼされた損害、利益損失については、加入者が賠償するものとし、
- 3 加入者が故意又は過失により C-CAS カードを破損又は紛失した場合には、加入者はその損害分として、別表記載の損害賠償金を会社に支払うものとし、

(放送サービスの停止)

第14条 会社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合、会社の定める期間、放送サービスを停止することがあります。但し、第 1 号に該当する場合の停止期間は、料金その他の債務をお支払いいただくまでとします。

- (1) 利用料金、延滞金、その他この約款の規定によりお支払いいただくことになった債務（以下「債務」といいます）について支払期日を経過してもなお、お支払いいただけない場合。
- (2) 第 22 条（不正利用の禁止）の規定に違反した場合。

(契約の単位と利用料金)

第15条 会社は、一契約に対し原則として 1 台のデジタルホームターミナルを貸与するものとし、加入者は、基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金及びデジタルペイチャンネル利用料金を別表記載のとおりお支払いいただきます。尚、複数のデジタルホームターミナルを利用する場合は、デジタルホームターミナル 1 台ごとに基本利用料金をお支払いいただきます。

- 2 放送法に基づく NHK の放送受信料はデジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれておりませんので、加入者は別途 NHK と受信契約を結び、放送受信料を支払わなければなりません。
- 3 WOWOW 及びクラブコスモの有料放送サービス視聴料金は、デジタル放送サービス基本利用料金の中には含まれませんので、WOWOW の受信を希望する加入者は、WOWOW と所定の受信契約を締結していただくことになります。
- 4 会社は、加入促進により第 5 条（デジタル放送サービスの種類）の放送サービスを行うため、地域及び期間を限定したデジタル放送サービス基本利用料金を設定する場合があります。
- 5 会社は、加入促進を行うため、別表の基本利用料金を割引くことがあります。
- 6 社会情勢の変化・提供するサービス内容の拡充に伴い、会社は利用料金の改定をすることがあります。その場合は改定月の 1 ヶ月前までに加入者に通知いたします。

（引込設備、宅内設備の故障等）

- 第16条 加入者は、放送サービスが受信できなくなったときには、三河湾ネットワーク株式会社に点検の連絡をしていただきます。
- 2 点検の結果、デジタルホームターミナルに故障がある場合には、会社が会社の負担でその故障設備を修理します。また、デジタルホームターミナル以外の宅内設備及び受信機に故障がある場合には、出張代金及びその設備の修理に要する費用は加入者の負担となります。
 - 3 B-CAS により加入者に貸与された B-CAS の機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CAS が定めた「B-CAS カード使用許諾約款」に基づき、B-CAS の責任において正常なカードとお取替えがなされます。
 - 4 前項の規定にかかわらず、加入者の故意または過失により有線テレビジョン放送施設、引込設備及びデジタルホームターミナルが滅失、破損した場合には、その設備の修理等に要する費用は加入者の負担となります。

（設置場所の変更）

- 第17条 加入者は、同一家屋内においてのみデジタルホームターミナルの設置場所の変更が出来るものとします。但し、宅内工事は原則として会社指定の業者に実施させるものとします。
- 2 デジタルホームターミナルの設置場所の変更に伴う引込工事、宅内工事及び特殊工事の費用負担並びに工事の分担については加入者の負担となります。又、引込設備、デジタルホームターミナルの撤去に要する費用も加入者の負担となります。

（デジタル放送サービス利用の休止）

- 第18条 加入者は、家屋の建て替え等やむをえない事由が発生した場合、会社に届け出て放送サービスの利用を一定期間休止することができます。但し、この休止期間は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし1回につき12ヶ月を限度とします。
- 2 加入者の都合で放送サービスの休止をした場合、加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間、設備維持費として、月額 500 円（税込 540 円）をお支払いいただきます。

（基本利用料金の減免）

- 第19条 会社の事由により放送サービスを、加入者が点検の請求を三河湾ネットワークに申し出てから 1 日から末日までの 1 ヶ月の中で継続して 10 日以上行わなかった場合には、その月のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金及びデジタルペイチャンネル利用料金は無料とします。

（基本利用料金の計算）

- 第20条 デジタル放送サービス基本利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1 日から末日までの 1 ヶ月を単位として計

算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1ヶ月分をお支払いいただきます。

- 2 楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金は、放送サービスを受け始めた月は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間により1ヶ月に満たない場合には、日割り計算によりお支払いいただきます。それ以降は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても1か月分をお支払いいただきます。
- 3 デジタルペイチャンネル利用料金は、1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても、1ヶ月分をお支払いいただきます。

(基本利用料金等の請求及び支払い)

第21条 会社は、利用料金の内、デジタル放送サービス基本利用料金及び楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金は翌月に請求し、デジタルペイチャンネル利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。

- 2 会社は、延滞金その他の債務が発生した場合、これを前項の基本利用料金に合算して加入者に請求します。
- 3 会社は、料金等の代行収納を三河湾ネットワーク株式会社に委託しており、加入申込書記載の指定期日に、加入者の指定する金融機関口座から引き落とすものとします。
- 4 会社は、加入者に対し、請求書、領収書の発行を行わないものとします。

(延滞金)

第22条 加入者は、利用料金、その他の債務を延滞した場合、支払い期日の翌日から支払いの日までの期間に応じて、年利14.6%の延滞金を会社に支払うものとします。

(消費税相当額の加算)

第23条 会社は、料金その他のお支払について、歴月に従って発生した料金等に、消費税相当額を加算して計算します。ただし、延滞金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

- 2 別表に記載してあります税抜額に基づき計算した合計額と、実際のご請求金額が異なる場合があります。

(端数処理)

第24条 会社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(不正利用の禁止)

第25条 会社は、加入者が加入申込書に記載した以外の場所でデジタルホームターミナルを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。

- 2 会社は、加入者が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。
- 3 会社は、加入契約の有効期間中はもとよりその終了後であっても、又、対価の有無にかかわらず、加入者が会社の放送サービスを公に上映すること、又はその複製物等を頒布することを禁止します。

(損害賠償)

第26条 会社及び加入者は、その責に帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとします。

- 2 前項にかかわらず会社は、番組内容の変更、放送サービスの休止、停止、中断等により加入者に損害が生じた場合であっても、会社に故意又は重大な過失がある場合を除きその責任を負わないものとします。また、社内設備及び受信機に起因する事故の場合も同様とします。

(デジタルホームターミナルに係わる免責事項)

第27条 会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルの不具合、毀損、紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合又は正常に録画できなかった場合等により生じた損害については、会社に故意又は重大な過失がある場合を除き一切の責任を負わないものとします。

2 会社は、録画機能付きデジタルホームターミナルを修理、交換する場合録画機能付きデジタルホームターミナルを改修します。その際、加入者は、録画・編集したデータについては一切の権利を放棄するものとし、会社はその補償を行わないものとします。

3 会社は、加入者が、デジタルホームターミナルの通信機能の利用により損害を被った場合又は設備・技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことにより損害を被った場合において、一切の責任を負わないものとします。

(解約)

第28条 加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日前までに会社に届け出るものとします。

(解除)

第29条 会社は、第13条(放送サービスの停止)の規定により放送サービスの提供を停止された加入契約について、加入者が尚その事実を解消しない場合、その加入契約を解除することがあります。

2 会社は、加入者が第13条(放送サービスの停止)第1項各号のいずれかに該当する場合、その事実が会社の業務遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず直ちに加入契約を解除することがあります。

3 会社は、前2項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。

(禁止事項)

第30条 会社から貸与されているデジタルホームターミナルを、加入者が他人に貸与、質入れ、譲渡することを禁止します。

2 会社は、加入者が直接又は間接を問わず、デジタルホームターミナルの本体及びコンピュータプログラムにつき、複製、改造、変造、解析等を行うことを禁止します。

3 会社は、加入者が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、デジタルホームターミナルの返還請求が出来るものとします。この場合、加入者は会社からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、会社は不正受信者に損害賠償の請求が出来るものとします。又、期間を経過してデジタルホームターミナルの返却がない場合は、これらの代金相当額を請求出来るものとします。

(契約終了時の処置)

第31条 会社は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、デジタルホームターミナルを撤去するものとし、撤去に伴い、加入者が所有又は占有する家屋、敷地、構築物などの復旧を要する場合、その費用は加入者が負担するものとします。また、デジタルホームターミナルの撤去に要するための費用は、加入者の負担となります。

2 加入者は、解約又は解除により加入契約が終了する場合、終了の日までに発生した料金その他の債務を加入契約の終了の日に支払うものとします。

(サービスの終了)

第32条 社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部を終了する場合があります。その場合は、終了の6ヶ月前までに加入者に通知いたします。

(個人情報の取扱い)

第33条 会社が別に定める「個人情報の取扱いについて」に準ずるものとします。

(書面解除)

第 34 条 国内受信者は、契約書面を受領した日（有料放送の役務の提供が開始された日が契約書面の受領日より遅いときは当該開始日）から起算して8日を経過するまでの間、書面により有料放送の役務の提供契約を解除することができます（以下「書面解除」といいます）。ただし、放送法第150条の3第1項の総務省令で定める場合はこの限りではありません。

- 2 初期契約解除の効力は前項の書面を発した時に生じます。
- 3 第1項の書面には、契約書面の受領日または有料放送の役務の提供の開始日がこの日より遅い場合は当該開始日、当該契約の内容、国内受信者住所、国内受信者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、三河湾ネットワーク株式会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受領したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、三河湾ネットワーク株式会社は該当書面を受領しません。
- 4 国内受信者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を三河湾ネットワーク株式会社より請求されることはありません。
 - (1) 書面解除までの期間において国内受信者が提供を受けた利用料金。
 - (2) 既に工事が実施された場合の宅内機器工事費 3,000 円/台（税込 3,240 円/台）
 - (3) 既に工事が実施された場合の引込線工事費 4,400 円（税込 4,752 円）
- 5 国内受信者が有料放送の役務の提供契約につき書面解除を行った場合、当該契約に関して三河湾ネットワーク株式会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を国内受信者に返還するものとします。
- 6 会社が書面解除制度について、国内受信者に対して事実と異なることを告げたことにより、国内受信者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を国内受信者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。

(協議事項)

第 35 条 本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた場合には、会社と加入者は誠意をもって協議の上、その解決にあたるものとします。

付則

- 1 会社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、平成28年5月21日より施行します。

クレジットカード支払いに関する特約

- 1 加入者は、加入者が支払うべき料金等を、会社が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします
- 2 加入者は、加入者から会社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、会社が、加入者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届け出たクレジットカード以外で会社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
- 3 加入者は、会社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅滞なく会社にその旨を連絡するものとします。
- 4 会社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、会社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方

的に本手続きを解除できるものとします。

別表

(1) 加入契約料金及び利用料金

加入契約料金	デジタル放送サービス加入金 30,000円(税込 32,400円) 加入者が同一家屋内において、デジタルホームターミナルを増設する場合、2台目以降の加入契約料金は、無料
月額利用料	①デジタル放送サービス月額基本利用料金 1) レギュラー 3,800円(税込 4,104円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) 2) ライト 3,600円(税込 3,888円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) 3) ナイスBS 2,600円(税込 2,808円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) 4) 劇スポ 3,800円(税込 4,104円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) 5) ハッピー 4,600円(税込 4,968円) (上記料金にはデジタルホームターミナル1台の機器使用料を含みます) ②楽録月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込 972円) ③ブルーレイ搭載楽録利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込 2,160円) ④デジタルペイチャンネル利用料金 1) スターチャンネル1 スターチャンネル2 スターチャンネル3 デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込 2,160円) 2) グリーンチャンネルHD グリーンチャンネル2HD デジタルホームターミナル1台につき 1,200円(税込 1,296円) 3) 衛星劇場 HD デジタルホームターミナル1台につき 1,800円(税込 1,944円) 4) 東映チャンネル HD デジタルホームターミナル1台につき 1,500円(税込 1,620円) 5) フジテレビONE フジテレビTWO デジタルホームターミナル1台につき 1,000円(税込 1,080円) ※ 上記デジタルペイチャンネルは平成22年3月末日を以って新規申込受付を終了しております。 6) フジテレビONE スポーツバラエティ フジテレビTWO ドラマ・アニメ デジタルホームターミナル1台につき 1,500円(税込 1,620円)

	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	
7)	レジャーチャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込972円)
8)	SPEEDチャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込972円)
9)	J sports 1, 2, 3, 4 HD	デジタルホームターミナル1台につき 2,286円(税込2,468円)
10)	J sports 4 HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,300円(税込1,404円)
11)	テレ朝チャンネル1 ドラマ・バラエティ・アニメ	デジタルホームターミナル1台につき 600円(税込648円)
12)	V☆パラダイス	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込756円)
13)	パラダイステレビ	デジタルホームターミナル1台につき 2,000円(税込2,160円)
14)	レインボーチャンネル	デジタルホームターミナル1台につき 2,300円(税込2,484円)
15)	パラダイス+レインボー	デジタルホームターミナル1台につき 2,690円(税込2,905円)
16)	KNTV HD	デジタルホームターミナル1台につき 2,500円(税込2,700円)
17)	日本映画専門チャンネル HD	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込756円)
18)	アニマックス HD	デジタルホームターミナル1台につき 739円(税込798円)
19)	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	デジタルホームターミナル1台につき 1,200円(税込1,296円)
20)	時代劇専門チャンネル HD	デジタルホームターミナル1台につき 700円(税込756円)
21)	ディズニーチャンネル HD ディズニーXD	デジタルホームターミナル1台につき 791円(税込854円)
22)	Mnet HD	デジタルホームターミナル1台につき 1,800円(税込1,944円)
23)	日テレ G+ HD	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込972円)
24)	日経 CNBC	デジタルホームターミナル1台につき 900円(税込972円)

(2) 貸与機器価格相当分

デジタル ホームターミナル 価格相当分	①録画機能を持たないデジタルホームターミナル 25,000 円/台 (税込 27,000 円/台) ②録画機能付きデジタルホームターミナル 78,000 円/台 (税込 84,240 円/台) ③再生機能及び録画機能付きデジタルホームターミナル 123,000 円/台 (税込 132,840 円/台)
C-CAS カード 価格相当分	C-CAS カード 3,000 円/枚 (税込 3,240 円/枚)

*ご注意

- ①デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録利用料金、デジタルペイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOW の有料放送サービス利用料金、NHK 地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。
- ②加入契約料金、利用料金、工事費は、加入促進の為割引きすることがあります。